

教育判例研究

教育法令理論研究会

判例研究を
教育現場に
生かす

保護者への文書の配布と信用失墜 行為の解釈

東京地方裁判所平成一五年二月二六日判決・
平成一三年(行ウ)一九五号・判例マスター
二〇〇三(一〇)二二六-〇〇一

問題の所在

教員の実施する教育内容や方法に、ある程度個々の教員の個性が反映することは、生徒が人として成長すべきことを考えれば、むしろ望ましいことと言える。しかしながら、教員の行動が、教育の名を借りて他人の名誉を毀損するなど、教員の本来の職分を超えるものと評価される場合には、被害者との関係で民事責任を負わされると共に、信用失墜行為として行政処分の対象となる。本件では、教員が特定の保護者を誹

謗中傷する内容を含む文書を他の保護者に配布したことを理由に処分された事例を取りあげ、教員の信用失墜行為の解釈について考えてみる。

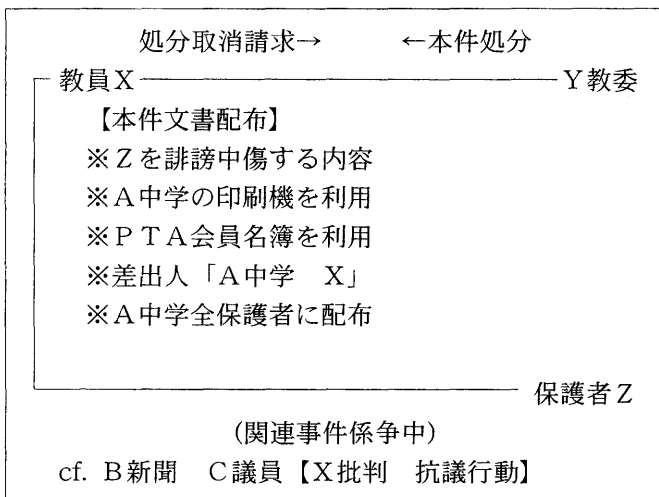
事件の概要

本件は、本誌二〇〇三年一月号で取りあげた、公立学校教員の保護者に対する名誉毀損の成否が争われた事件(以下、「関連事件」という)に後続するものである。

原告Xは、公立A中学校の社会科担当教師であり、「紙上討論」と題して、特定の題材について生徒に意見を書かせ、次の授業で各自の意見を比較検討する、という形態の授業を実施していた。平成九年六月、Xは紙上討論の題材として米軍基地に関する問題を取りあげ、生徒に紙上討論を行わせたが、その際、米軍基地に批判的な意見

についてのみアンダーラインを引かせるなどの指示をした。これに対し、米国籍である生徒Bの保護者Zが、教育委員会にXの授業内容が一方的である旨を抗議したところ、Xがその後の授業で、Zの行動を批判し誹謗する内容のプリントを配布した

【事実関係図】



ため、Zは名誉毀損による損害賠償を求めてX個人を提訴し、第一審では請求の一部が認められたが、第二審では教員の授業中の名誉毀損行為については国家賠償請求のみが可能であり、X個人に賠償を求めることはできないとして、Zの請求は棄却された（以上が関連事件である）。

Zが関連事件を提訴した後の平成一〇年八月以降、B新聞社は、Xの教育内容や思想信条が偏向している旨の批判的記事を日刊全国紙C紙に連載し、又、その発行する月刊雑誌D誌において、Zが仮名で関連事件についての自己の意見を述べる投稿を掲載した。又、同時期に、東京都議会文教委員会副委員長であったCは、都議会等でXが偏向教師であるとしてXの教育方針を批判し、Xを懲戒免職処分すべきであるとの要望書をXの任用権者である被告Y教委に対して提出したほか、A中学校の最寄であるJR線の駅前において、Xを批判する該当宣伝活動を行ったため、XとCとの間でも訴訟が提起されるに至った。

Y教委は、平成一〇年十一月、XがZを誹謗する内容のプリントを生徒に配布した

ことや、プリントの配布方法に関する校長の職務命令に従わなかったことを理由として、減給一〇分の一・一カ月とする減給処分を科した。

Xは、関連事件が第一審に係属中であった平成一一年三月上旬、A中学校の全生徒の保護者約四六〇人に対し、「拜啓」で始まる信書と同封して、教職員組合の分会長通信、X自身のニュースレター、及び「A中学校『名誉毀損』ねつ造事件Q&A」との三件の文書（以下、一括して「本件文書」という）を郵送した。その際、Xは、校長らの許可を得ることなく、本件文書の印刷のためにA中学校の印刷機を利用し、保護者らの住所を特定するために教職員及びPTA役員にのみ配布されていたPTA会員名簿を利用し、又、本件文書の差出人として、A中学校の住所と共に、「A中学校X」と記載した。なお、本件文書の一部には、関連事件におけるZの本人尋問の様子を報告しつつ、「原告（関連事件原告Z）を指す。以下同じ」の『虚言』人格、暴露させる。「原告こそが恥知らずな虚偽事実を捏造した」「原告のウソつき人格が暴露さ

れ」「原告は、……全く証拠がないと思いきんで、好き勝手、デタラメを裁判所提出の準備書面においても、全国雑誌Dにおいても、また口頭でも臆面もなく発表し、A中、校長・教頭ときたら、即座に彼女に同調し、「Zさんは『そんなこと言っていない』と言ってますよ。」とまるで、この正直者の私・Xがウソを言っている、と言わんばかりでした。」「二月一五日、東京地裁法廷において、原告はその『虚言』を弄んで恥じない人格を露呈した。」などの記載があり、他の文書には、関連事件の解説に際してZの実名が挙げられていた。

Y教委は、平成一一年七月、Xが本件文書をA中学校の印刷機、PTA会員名簿等を利用して作成し、差出人を「A中学校X」と記載して郵送した行為は、地方公務員法三三条（信用失墜行為の禁止）に違反するとして、Xに対し、減給一〇分の一・一カ月とする減給処分（以下、「本件処分」という）を科した。

本件訴訟は、Xが、本件処分を不当であるとして、Y教委に対し本件処分の取消を求めたものである。

判決要旨

請求棄却。

本文書は、「民事訴訟におけるZの主張や供述とXの提出した証拠との食い違いをとらえて、Zが虚言を弄して恥じない人格の持ち主であるなどとして、実名をあげてZを一方的かつ執拗に誹謗中傷したものだ」といえる。

C議員らの抗議行動に対してXが自己の教育方法について説明し、意見を述べることは、目的・態様が正当である限り許容されるが、「特定の保護者の人格を誹謗中傷する不穏当な表現を多数含んでおり、……民事訴訟について事情を知らない生徒の保護者にこのような文書を送付することは唐突であるうえ、その内容を見ても、教員として保護者に対しXの社会科学教育に関する見解を適切に述べたものとはいえず、く、「生徒や保護者と学校との間の信頼関係を構築する上で到底有益とはいえないばかりか、かえって、生徒や保護者をしてXの学校教員としての適格性を疑わせ、ひいては

学校に対する信頼を損なわせるおそれのある行為といわざるを得ない。」

本文書の作成、郵送に際して、A中学校の印刷機やPTA会員名簿を利用したことは、本文書の内容に照らし、「使用目的を逸脱したものといわざるを得ない。」

争点の検討

本件は、教員と特定の保護者とが教育内容や教育方法をめぐって係争中であつた訴訟についての見解を、教員が全校生徒の保護者に対して文書で配布したことが、地方公務員法三三条にいう「信用失墜行為」に当たるとされた事案である。

本判決は、前掲の判決要旨に先立ち一般論として、「地方公務員法三三条は、職員がその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をすることを禁止している。「その職の信用を傷つけ」とは、当該職員が占めている職の信用を毀損することであり、職務に関連して非行を行つた場合をいい、「職全体の不名誉となるような行為」とは、公務に悪い影響や不

名誉を与えることであり、職務に関連する非行のほか、直接に公務とは関係のない行為も含まれると解される」と判示しており、通説判例の考え方を採用している。信用失墜行為の典型例は、職務に直接関連しない犯罪行為（飲酒運転による道交法違反など）や、いわゆる破廉恥行為（生徒あるいは卒業生との不純異性交友など）が挙げられるが、本件の場合、自己の教育内容や教育方法の是非が争われている訴訟に関する自己の意見を不特定多数の者に文書で配布したことが、果たして信用失墜行為に該当するかが問題となる。

そこで、Xによる本文書の配布が信用失墜行為に当たると直感的に考えられる理由を列挙してみると、①特定の保護者との間における民事訴訟の経過と自己の意見とを、訴訟に無関係な全校生徒の保護者多数に配布したこと、②本文書にはZの人格を誹謗中傷する内容が含まれており、かつ、Zのことであると容易に特定できる記述がなされていること、③本文書の作成、郵送に際し、Xが校長らに無断でA中学校の印刷機やPTA会員名簿を利用したこと、

④ 本件文書の内容がXの個人的な主張であるにもかかわらず、差出人を「A中学校X」と記載して、A中学校の教員としての立場を強調したこと、⑤ Xが校長その他の発する業務命令に従わずに行動していたこと、などが挙げられる。

しかしながら、上記のうち、①については、教育内容、教育方法に関する訴訟が現に係属し、かつ、Xを懲戒免職にすべきであるとの主張がC議員らによって該当宣伝活動も含めてなされていたことを考慮すると、Xの教育内容や教育方法あるいは教員としての資質が問題となっていることは、少なくとも噂のレベルでは、A中学校の保護者全般に知られていた可能性があると思われる。従って、XがC議員らによる活動や主張に対して自己の意見を広く配布すること自体は、一律に否定されるべきではないであろう。特定の事件に関連する主張を、紛争に無関係な不特定多数の者に対して展開している点では、C議員らの該当宣伝活動も類似の効果を持つからである。又、②についても、本件文書がZの人格を誹謗中傷していると評価されるのは、あくまで本

件文書で用いられている「表現」の問題であり、XとZとで訴訟における主張が食い違うとの事実や、XがZの主張を虚偽であると信ずる理由を述べること自体は、必ずしも信用失墜行為に該当するわけではない。同様に、④について、Xが本件文書の差出人として「A中学校 X」と書いたことも、ある意味では「表現」の問題であり、X個人の住所氏名を差出人として記載し、本文中に自己がA中学校の教員である旨を述べ

ることは、責任の所在を明らかにする意味ではむしろ望ましいとも考えられる。さらに、③についても、A中学校が教育目的のため管理する印刷機やPTA会員名簿をXが利用したことは、Xの主張の内容が、A中学校においてXが実施していた教育内容、教育方法と直接関連するものであったことを強調するならば、教員がその職務にかか

との訴訟の内容、ひいては、Xの教育内容、教育方法に対する評価によって結論が異なりうる。

以上のことからすると、本件処分を實質的に基礎付けているのは、本件文書に含まれていたZの人格を誹謗中傷する表現が、Xの教員としての「品位」に欠けるものであったことに尽きるように思われる。一般論としては、訴訟の当事者に対し、相手方に対してあくまで冷静であることを求めることは、いささか酷な場合もないではないが、教員の立場から自己の教育内容、教育方法の正当性を主張するためには、より慎重な行動、表現が用いられて然るべきであったことは明らかであろう。従って、本件の背景における政治的問題に対する評価とは別に、本件判決の結論は、支持できるように思われる。

(筑波大学助教授・星野 豊)

△参考文献▽

・星野豊「公立学校教員の名譽毀損行為に関する国家賠償責任と個人責任」(坂田仰・星野豊編著『学校教育の基本判例』学事出版、二〇〇四年)